

(下線は改定箇所を表す)

第3条(登録)

(略)

(4) パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等によって、会員に損害が生じた場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第4条(変更)

(略)

2. 変更登録がなされなかったことにより生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いません。また、変更登録がなされた場合でも、変更登録前にすでに手続がなされた取引は、変更登録前の会員情報に基づいて行われますのでご注意ください。

第6条(会員資格の取消等)

1. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、会員に対し事前に通知または催告をすることなく、会員資格を取り消し、または一時的に停止することができることとします。

(略)

3. 会員資格の取り消し、または一時停止によって会員に損害が生じた場合にも、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いません。

第11条(担保責任)

1. 会員は、本商品が種類、品質または数量に関して本個別契約の内容に適合しないものであるときは、当社に対し、無償による代替品との交換を請求することができます。ただし、当社が代替品の提供が不可能であると判断した場合、代替品との交換を請求することができず、次項が適用されます。

2. 会員は、前項但書の場合において、当該不適合により、本個別取引の目的を達成できない場合は、本個別取引を解除のうえ、本商品の返品をすることができます。

3. 前条または前項に基づき本個別取引が解除された場合において、当社が会員に対し本商品に係る代金の返金を行う必要がある場合、当社所定の方法により返金を行います。

4. 本商品が種類、品質または数量に関して本個別契約の内容に適合しないものであることに起因する当社への請求は、前条および本条に定める方法によってのみ可能とします。

第12条(当社による本個別取引の解除等)

1. 会員が、第6条1項(会員資格の取消等)1項各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、会員に対し事前に通知または催告をすることなく、本個別取引を解除することができます。

2. 前項に基づき当社が行った解除により会員に損害が生じた場合にも、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第16条(サービスの中断・停止等)

(略)

2. 前項に基づき当社が行ったサービスの中断または停止により会員に損害が生じた場合にも、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第17条(サービスの変更・廃止)

(略)

2. 前項に基づき当社が行った本サービスの変更または廃止により会員に生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第19条(免責)

1. 当社は、通信回線やコンピューターなどの障害によるシステムの中断・停止・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関連して(本個別取引に関連する場合も含みます。以下においても同様です。)会員に生じた損害について、本規約に明示的に責任の定めがある場合又は当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切責

任を負わないものとします。

2. 当社は、会員に対し、本サービスまたは本商品が会員の特定の目的に適合すること、会員が期待する特定の機能・商品価値・正確性・有用性を有すること、会員による本サービスまたは本商品の利用が会員に適用のある法令等に適合すること、当社のウェブページ・サーバー・ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピューター・ウィルスなどの有害なものが含まれていないこと、本サービスに不具合が生じないことについて、当社に故意または重過失がある場合を除き、保証いたしません。

3. 会員が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いません。

4. 本サービスに関連して、会員が他の会員または第三者との間で発生した取引、連絡、紛争等について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第 22 条 (本規約の改定)

当社は、本規約を任意に改定できるものとし、また、当社において本規約を補充する規約(以下「補充規約」といいます)を定めることができます。当社は、本規約の改定または補充をするときは、改定後の本規約または補充規約およびそれらの効力発生時期を、当社所定のサイトに掲示する方法その他の適切な方法により周知します。本規約の改定または補充は、当該効力発生時期が到来した日をもって会員に通知をしたものみなし、その効力を生じるものとします。この場合、会員は、改定後の規約および補充規約に従うものと致します。ただし、法令上同意が必要となる改定等について、当社所定の方法により同意を取得する場合もございます。

第 24 条 (権利義務の譲渡禁止)

1. 会員は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本規約に基づく契約上の地位、権利または義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保設定等の処分をしてはなりません。ただし、本規約に基づく権利の譲渡については、あらかじめ当該第三者に対し本項の存在を通知しなければならないものとします。